



<https://roukikounan.com/>

発行 ● 江南労働基準協会

〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1

電話〈0587〉55-2341 携帯070-4470-4797

FAX〈0587〉55-6125

令和7年4月号

着任のご挨拶



江南労働基準監督署長

小野 敬太

春光の候、江南労働基準協会の会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より労働基準行政の推進に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、4月1日付け人事異動により、江南労働基準監督署長に着任いたしました。江南労働基準監督署での勤務は初めてですが、管内の事情等を速やかに把握し、的確な行政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、県内の経済情勢については、緩やかに回復しつつあり、雇用情勢についても持ち直しの動きが広がりつつありますが、一方で、物価上昇や人手不足等を背景とした企業倒産が増加しております。

また、労働時間は、コロナ禍を経て増加傾向であり、人手不足感が強い建設業や介護サービス業、製造業などにおいては、総実労働時間は高止まりの状況となっております。

労働災害については、令和6年の愛知県下の災害発生状況を見ますと、死亡災害が35件（対前年-5）、休業4日以上死傷災害が7,349件（対前年+352）でした。一方、当署管内の令和7年2月末日現在における死亡災害は1件（対前年±0）、休業4日以上死傷災害が319件（対前年+6）となっております。

このような状況を踏まえ、当署におきましては、次の重点課題に取り組んでまいります。

①最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援

中小・小規模企業が最低賃金・賃金の引上げを行うには、生産性向上が不可欠でありますことから、業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金、キャリアアップ助成金等をまとめて紹介する「賃上げ」支援助成金パッケージについて、積極的な周知及び利用勧奨を行い、賃金引上げを支援します。

②長時間労働の抑制

令和6年4月から時間外・休日労働の上限規制が適用された建設業、自動車運転者、医師については、長時間労働抑制等に向けた自主的な取組が促進されるよう、労働時間等説明会、中小企業等の事業場への個別訪問による支援等により、きめ細やかな周知及び支援を実施します。

③労働災害の防止

労働災害の防止については、「危なさに向き合おう」をキャッチフレーズとしてリスクアセスメントの普及促進を図ってきたところであります。愛知労働局では、安全衛生管理を経営課題と捉え、

リスクアセスメントを通じて、生産性、品質、コスト等と一体的かつ戦略的に管理することで、企業価値の向上を目指す「安全経営あいち®」を提唱するとともに、「安全経営あいち賛同事業場制度」を運用しており、多くの事業場からご賛同いただけるよう取り組んでまいります。

④労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求に対しては、請求受付後、速やかに必要な調査を実施し、法令、認定基準等に基づいた適切な認定を行ってまいります。特に、脳心事案や精神事案などの複雑困難事案については、愛知労災保険業務センターにおいて集中的に処理するなど、一層迅速・適正な労災補償を行うよう努めてまいります。

最後に、会員の皆様のご発展とご健勝を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

退職のご挨拶

前江南労働基準監督署長 梅本 嘉一

江南労働基準協会ならびに会員事業場の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、令和7年3月31日をもちまして退職することとなりました。平成2年4月に労働基準監督官として任官し、一度、平成5年4月より4年間、兵庫労働基準局に勤務いたしましたが、それ以外の期間は愛知労働基準局（後の愛知労働局）の管轄内において、主に名古屋市内および三河エリアの労働基準監督署に勤務してまいりました。

兵庫労働基準局に勤務していた際には、阪神・淡路大震災が発生し、神戸西労働基準監督署において、震災により事業廃止を余儀なくされた事業場の未払い賃金立替払い対応など、震災復旧支援業務に従事し、震災からの復興を支援する業務に携わったことは、私のキャリアの中でも特に忘れがたい経験の一つとなっており、労働基準行政に携わる者としての使命感を改めて強く感じる契機ともなりました。

江南労働基準監督署での勤務は令和6年4月からの1年間という短い期間ではございましたが、会員事業場の皆様には温かくお迎えいただき、多くのご支援を賜りましたことを心より感謝申し上げます。特に、令和6年は貴協会が独立40周年を迎えられた記念すべき年であり、その記念式典に出席できたことは、大変光栄に存じます。また、各種会合において、会員事業場の皆様から地域の実情や安全衛生対策の取組状況など貴重なお話を伺うことができ、大変参考になりましたことを深く感謝申し上げます。

この1年間を振り返りますと、業務改善助成金他各種支援策の活用促進など、生産性向上に取り組む中小企業等への賃金引き上げの環境整備に向けた支援、労働災害防止では、「第14次労働災害防止推進計画」の重点取組事項となります「安全経営あいち」の推進に努めてまいりました。これらの取組に際しまして、会員事業場の皆様には多大なるご理解とご協力を賜りましたこと、改めて深く御礼申し上げます。

今後も労働基準監督署は、労働環境の改善ならびに労働者の安全と健康の確保に向け、労働関係法令の遵守・定着および労働災害防止に向けた取り組みを推進してまいります。会員事業場の皆様におかれましても、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会のさらなるご発展と、会員事業場の皆様の益々のご繁栄、ご健勝を心より祈念申し上げ、退職のご挨拶とさせていただきます。

江南労働基準監督署 人事異動（課長級以上職員のみ掲載） 令和7年4月1日付（敬称略）

転 入			転 出
役職名	氏 名	旧役職名	氏 名
署 長	小野 敬太	名古屋東署 副署長	梅本 嘉一

愛知労働局からのお知らせ

【指導課】

改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法に関する解説動画を作成しました！

育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、事業主のみなさまに改正内容への理解を深め、適切に対応していただくため、テーマ別動画を作成しました。10分程度の動画となっておりますので、ぜひご活用ください。

また、この他にも随時情報を掲載してまいりますので、ぜひご覧ください。

ご案内

改正育児・介護休業法
次世代育成支援対策推進法
のポイント
～テーマ別動画内容のご案内～

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課



育児編



愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課
改正育児・介護休業法のポイント
～令和7年4月1日施行 育児関係編～
テーマ別動画①

改正育児・介護休業法
次世代育成支援対策推進法

**動画で
解説します！**

1回10分！
テーマ別！

介護編



改正育児・介護休業法のポイント
～令和7年4月1日施行 介護関係編～
テーマ別動画②

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

次世代
法編



改正育児・介護休業法
次世代育成支援対策推進法のポイント
～次世代法編～テーマ別動画③

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

＜配信内容＞

1. テーマ別動画のご案内
2. 令和7年4月1日施行～育児関係編～
3. 令和7年4月1日施行～介護関係編～
4. 令和7年4月1日施行～次世代法編～
5. 令和7年10月1日施行～柔軟な働き方編～

改正育児・介護休業法の
ポイント
～令和7年10月1日施行
柔軟な働き方編～
テーマ別動画④

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

柔軟な
働き方編

＼動画はこちらから／



この他にも随時情報を掲載します。
ぜひご覧ください！

チャンネル登録をお願いします！

【担当部署】愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課
電話 052-857-0312

【賃金課】

委託状況届の提出をお願いします。提出期限は4月1日～30日です。
「委託状況届」は電子申請も可能です。
届出用紙は愛知労働局HPからダウンロードできます。

「名古屋・尾張労働災害防止大会」開催

【主催】名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・一宮・半田・瀬戸・津島・江南労働基準協会

【後援】愛知・豊橋・岡崎・刈谷・豊田・西尾労働基準協会

去る3月3日、ウインクあいち大ホール（名古屋市中村区名駅）において「名古屋・尾張労働災害防止大会」が開催され、会場参加と後日配信のインターネット参加併せて520名が参加しました。

大会では、始めに（一社）名北労働基準協会 西村会長（住友理工(株)特別顧問）が「本日の大会を通じ、労働災害の防止と産業防災の重要性について改めて認識を深めていただき、今後の安全衛生活動の拡充につなげていただきたい」と開会挨拶がありました。

続いて、半田労働基準監督署 石川署長より最新の労働災害発生状況、労働災害防止の有効な手法としてリスクアセスメントの重要性、「安全経営あいち®」の賛同、高年齢・外国人労働者対応の必要性とともに「本日の大会が実りあるものとなりますよう祈念します」と大会挨拶がありました。

次に、半田労働基準監督署 松井賢介安全衛生課長より『「第14次労働災害防止推進計画」と「安全経営あいち®」』と題する安全講話があり、労働災害発生状況、第14次労働災害防止推進計画、リスクアセスメント等について解説されました。

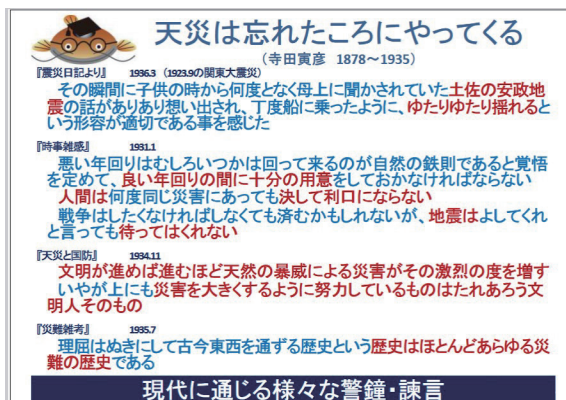
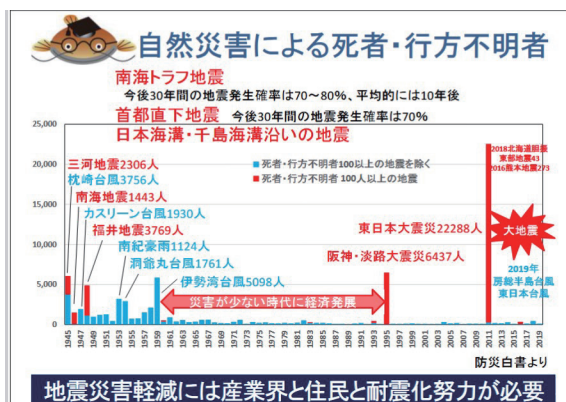
続いて、新徳労働安全コンサルタント事務所所長 新徳達二労働安全コンサルタントから『災害事例に学ぶ…労災リスクの低減』について講演が行われ、参加者への質問を交えながら安全管理の目的、労災リスク等について解説されました。

その後、名古屋大学名誉教授・あいち・なごや強靱化共創センター 福和伸夫センター長が『南海トラフ地震に備え産業防災の推進を！』と題して特別講演が行われ、「まず、徹底的な事前防災をしていれば地震は怖くない」と強いメッセージがあり、さまざまな資料と共に解説が行われました。その中の「天災は忘れたころにやってくる」の項目では『良い年回りの間に十分の用意をしておかなければならない』とした寺田寅彦の言葉（時事雑感・1931年）を紹介し、「それは今です」と参加者に訴えかけられました。

最後に、一宮労働基準協会 高木専務理事が閉会挨拶を行い大会は盛会裏に終了しました。当協会参加事業所

【会場参加】愛知ミタカ運輸、サンハウス食品、旭有機材、東久、石塚硝子、

【インターネット参加】石塚物流サービス、東洋紡犬山工場、村田機械L/C工事サービス



「名古屋・尾張労働災害防止大会」
 （ウインクあいち大ホール）



新徳労働安全コンサルタント



福和名古屋大学名誉教授

令和6年度監督実施状況の詳説

3月号協会報に掲載した主な安全衛生関係違反事項についてその内容を詳しく解説します。

○安全基準

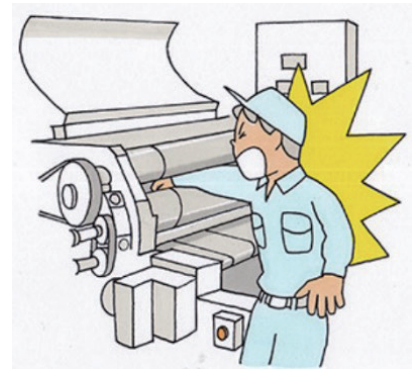
労働安全衛生法（以下、安衛法という）第20条、21条 労働安全衛生規則（以下、安衛則という）第2編の安全基準、クレーン則等に係る違反で条文は広範囲に及びますが、その中でも特に知って欲しい違反条文は、安衛法第20条安衛則第107条です。

安衛則第107条第1項では、機械の掃除、給油、検査、修理又は調整（不具合を解消するための一時的な作業等も含まれる）の作業を行う時は、機械を停止しなければならない。第2項では、機械を停止した時は機械の起動装置に鍵（鍵にはキースイッチが含まれています。）を掛け起動装置に表示板を取り付ける等の措置を講じなくてはならないことになっています。機械への挟まれ災害の多くが、機械を止めないで作業を行ったことが原因になっており、労働災害を契機とした監督では本条違反が多く認められます。

第1項では但し書きがあつて、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じた時は除外されています。これは、ベルトコンベアのベルトを掃除する場合のように機械を運転しなければ作業を完全に行うことができない場合等のことをいっており、この場合は覆いを設ける等の措置を講じた時は、運転停止が除外されています。また、覆いを設ける等の「等」には、「十分な長さの用具を使用する」「全ての機能を備えたモードを使用する※」が含まれます。

第2項の措置は、掃除等を行なう労働者以外の他人が機械を動かすことを防止する措置であるので、旋盤の掃除をする場合のように、通常の作業範囲に起動装置があり、当該作業を実施中に他人が不意に当該機械を起動させるおそれがない場合には鍵を掛け、表示板の取り付ける必要ありません。なお、「起動装置に表示板を取り付ける等」の「等」には、イ作業者に安全プラグを携行させる。ロ監視人を配置し、作業中、起動装置を操作させないように監視させる。ハ機械の起動装置の操作盤全体に鍵をかける措置が含まれます。昭45.10.16基発第753号 昭58.6.28基発第339号 平25.4.12基発0412第13号参照

- ※ エ 第1項ただし書の「覆いを設ける等」の「等」には、次の全ての機能を備えたモードを使用することが含まれること。なお、このモードは「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）の別表第2の14（3）イに示されたものであること。
- ① 選択したモード以外の運転モードが作動しないこと。
 - ② 危険性のある運動部分は、イネーブル装置、ホールド・ツッ・ラン制御装置又は両手操作式制御装置の操作を続けることによるのみ動作できること。
 - ③ 動作を連続して行う必要がある場合、危険性のある運動部分の動作は、低速度動作、低駆動力動作、寸動動作又は段階的操作による動作とすること。



災害事例（出典 職場のあんぜんサイト）

チェーンベルトに詰まった不織布の綿を取り除く作業を行っていたところ、機械を停止しなかったため、手をロール機に巻き込まれた

発生状況

被災者は、不織布カーペットの不良品をリサイクルし、建築資材用フェルトを製造する業務に従事していた。

災害発生日、被災者は、不織布カーペットを裁断する1号機と、1号機と連動し不織布の毛の綿を刃の付いたロール機で切断しながらほぐす2号機を操作中、2号機のロールの伝達機構であるチェーンベルトにこびり付いた不織布の毛の綿をはがそうとして、チェーンベルトを囲っているボックスの扉を開き、機械を停止させずに取り除き作業を行っていた。

その際、こびり付いている綿がロールの表面の刃の部分にまで伸びていたため、それを取り除くため、2号機のロール部分のカバーを開け、ロールを回転させたまま手で取り除こうとしたところ、手がロール機に巻き込まれた。

次号に続く

自律的な管理を基軸とした 新たな化学物質管理について(13)

～今年4月1日から化学物質のリスクアセスメント対象物が増えます。～

リスクアセスメント対象物質は、令和7年4月1日以前では労働安全衛生法に基づき896の物質が定められています。その一覧は厚生労働省の職場のあんぜんサイトからエクセルデータがダウンロード可能です。表示・通知対象物質の一覧として公表されています。

令和7年4月1日以降には、これらの物質に対して新しく約700の物質が追加され、合計1600程度の物質がリスクアセスメント対象物質となります。また、この追加は令和8年の4月1日にも行われることが決定しており、結果として約2300種類の物質がリスクアセスメント対象物となる予定です。

令和7年4月1日および令和8年4月1日に追加されるリスクアセスメント対象物質の一覧については、労働安全衛生総合研究所のサイト（ケミサポ）で確認できるほか、エクセルデータのダウンロードも可能です。

よくある質問を厚生労働省のHPに掲載されている化学物質対策に関するQ&A(リスクアセスメント関係)からご紹介します。

Q3-3.少量多品種の化学物質を取り扱っているが、全ての化学物質についてリスクアセスメントを実施しなければならないか。

A.

化学物質ごとに危険有害性の種類や程度が異なりますので、原則、個々の化学物質についてリスクアセスメントを行っていただく必要があります。

ただし、研究や分析など多品種を同一作業で扱っているような場合、すべての物質に対してリスクアセスメントを行うと多大な労力がかかる場合があります。そのような場合には、次のような観点から優先順位を決定し、効率的にリスクアセスメントを行ってください。

- ・明らかに有害性が高い物質（ばく露限界値が他の物質に比べて10～100倍厳しい等）
- ・明らかに含有率が高い物質（他の物質の含有量が微量）
- ・明らかに揮発性が高い物質（他の物質が低揮発性等）

危険有害性の種類ごとに最もレベルの高い危険有害性を有する（例：揮発性が高く、ばく露限界値が低い）化学物質についてリスクアセスメントを実施し、リスクが低いと判断できる、あるいはリスクに基づくリスク低減措置を講じれば、他の物質についてもリスクが低い、十分なリスク低減措置を講じていると判断することができます。

Q4-1.リスクアセスメント対象物を含む化学品でも、一般消費者用に販売されているものは、リスクアセスメントをしなくても良いか。

A.

リスクアセスメントはSDS交付の義務対象である通知対象物に対して課せられています（安衛法第57条の3第1項）。そのため、SDS交付の義務から除外される「主として一般消費者の生活の用に供されるための製品」については、リスクアセスメントの実施対象からも除外されます。ただし、業務用洗剤等のように業務に使用することが想定されている製品は、スーパーやホームセンター、一般消費者も入手可能な方法で譲渡・提供されているものであっても上記除外には該当しないため、SDS交付義務の対象であり、リスクアセスメントの対象となります。

なお、リスクアセスメント対象物以外であっても危険有害性を有する化学品は、リスクアセスメントの努力義務の対象ではあるため、必要に応じてSDSを入手し、リスクアセスメントを実施するようにしてください。

Q9-3.特別規則（特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等）の対象物質は、従来から特別規則に従った管理を実施しているが、リスクアセスメントは別途必要か。

A.

特別規則の対象であっても、リスクアセスメントの実施は義務付けられています。

ただし、特別規則対象物質の場合は、特別規則に定める具体的な措置の実施状況を確認することでリスクアセスメントを実施する方法があります。

睡眠不足

回避するためには？

睡眠時間を確保しよう

睡眠時間の目安は6～8時間程度ですが、年齢等で個人差があるので、**目覚めたときに疲れがとれている感じ(睡眠休養感)があるのがベストな睡眠時間**といえます。

①ゲームやSNSがやめられない人へ

- 使用時間と終了時間(寝る直前は控える)を決める
- スマホはアプリの通知を切り、寝室に持ち込まない
- タイマーをかけ、1日5分ずつなど少しずつ使用時間を減らす
- 使用時間を表示、記録を確認して把握する など

ゲーム等の制限でストレスがたまりそうときは？

ジムに行く・ウォーキング・軽いジョギングなど、からだを動かすことに置き換えると、睡眠の質もよくなり一石二鳥です。



②夜更かしをしがちな人へ

- 就寝時間にアラームをかける
- スマホやテレビは時間になると自動でオフになるスリープタイマーを使う
- 思い切って朝活にチャレンジする など



こんな行動もNGです！

お酒・タバコ・カフェインなども目が冴えたり、寝つきの悪化を招くので、就寝前は控えましょう。

睡眠の質を高めよう

質のよい睡眠をとるには生活習慣を改善することも大切です。

■からだのリズムを整える1日のポイント

朝 	●同じ時間に起きる ・休日や寝る時間が遅かった翌日も、なるべく同じ時間に起きる ・平日と休日の睡眠時間の差は2時間以内 ●起床後すぐに太陽の光を浴びる ●朝食をとる
昼 	●昼寝は午後早い時間に15～30分以内で ●1日合計60分程度を目標に運動する ウォーキングなどの有酸素運動(就寝2時間前までに) や家事・通勤等
晩 	●就寝3時間前までに夕食を済ます ●就寝1～2時間前に40℃程度で入浴する ●就寝1時間前から心身をリラックス ●睡眠に適した環境をつくる ・できるだけ部屋を暗くし、静かな環境に ・湿度や室温を調節 ●交代勤務(夜勤)の場合は20～50分程度の仮眠を 眠れないときは無理に眠ろうとせず、眠くなるまで寝床を離れて静かに過ごしましょう



改善しないときは医療機関を受診

生活習慣を改善しても、眠れない・夜中によく目が覚める・日中にひどい眠気があるなどの場合は、睡眠時無呼吸症候群や不眠症といった睡眠障害かもしれません。専門医などにご相談ください。また、気分が落ち込むといった精神面でのトラブルがある場合は、うつ病などの可能性がありますので、心療内科等の受診をおすすめします。

出典 全日本労働福祉協会広報誌より

明るい職場は まず健康診断から

◎労働安全衛生法による 健康診断(巡回)

☆定期健診・特殊健診(じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)

◎成人病健康診断(巡回)

☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波(エコー)検査
☆腫瘍マーカー検査・眼底検査等

◎人間ドック(東海診療所)

☆お得なセット料金により6コースあります

◎作業環境測定

☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等

労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載(1-13-03)・作業環境測定機関等名簿登載(23-44)

一般
財団法人

全日本労働福祉協会 東海支部

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 TEL(052)602-4797 FAX(052)602-6821



お申込みは、書面(またはハガキ)並びに電話(またはファックス)のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

3 解雇・雇止め

企業は、労働基準法、「有期労働契約の締結、更新、雇止め等に関する基準」、労働契約法等に定められたルールの遵守はもとより、解雇・雇止め等に関する裁判例も参考にして適切に労務管理を行い、労使間でトラブルにならないようにする必要があります。

(1) 解雇の禁止

一定の場合には、解雇が禁止されています。

● 法令

主に、次のような解雇が禁止されています。

①業務上の傷病による休業期間及びその後30日間の解雇	労働基準法第19条
②産前産後の休業期間及びその後30日間の解雇	労働基準法第19条
③国籍、信条、社会的身分を理由とする解雇	労働基準法第3条
④労働組合の組合員であること等を理由とする解雇	労働組合法第7条
⑤女性（男性）であること、女性の婚姻、妊娠、出産、産前産後休業等を理由とする解雇	男女雇用機会均等法第6条、第9条
⑥通常の労働者と同視すべきパートタイム・有期雇用労働者について、パートタイム・有期雇用労働者であることを理由とする解雇	パートタイム・有期雇用労働法第9条
⑦障害者であることを理由とする解雇	障害者雇用促進法第35条 (平成27年厚生労働省告示第116号)
⑧労働基準監督署等に申告したことを理由とする解雇	労働基準法第104条 じん肺法第43条の2 賃確法第14条
⑨育児・介護休業等の申出等をしたこと、育児・介護休業等を取得したこと等を理由とする解雇	育児・介護休業法 第10条、第16条、 第16条の4、第16条の7、第16条の10、 第18条の2、第20条の2、第21条第2項、 第23条の2
⑩育児休業等に関するハラスメントの相談を行ったことを理由とする解雇	育児・介護休業法第25条
⑪セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由とする解雇	男女雇用機会均等法第11条、第11条の3
⑫パワーハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由とする解雇	労働施策総合推進法第30条の2
⑬男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法、育児・介護休業法に基づく紛争解決援助を求めたこと又は調停の申請をしたことを理由とする解雇	男女雇用機会均等法第17条、第18条 労働施策総合推進法 第30条の5、第30条の6 パートタイム・有期雇用労働法 第24条、第25条 育児・介護休業法 第52条の4、第52条の5
⑭個別労働紛争解決促進法に基づく紛争解決援助を求めたこと、あっせん申請をしたことを理由とする解雇	個別労働紛争解決促進法第4条、第5条
⑮公益通報をしたことを理由とする解雇	公益通報者保護法第3条

次号に続く

江南労働基準協会お知らせ

- 令和7年度江南労働基準協会通常総会
・日時 令和7年5月23日(金) 15時～ 通常総会 17時15分～ 懇親パーティー
・会場 ルートイングランティア小牧
- 令和7年度江南労働基準協会安全週間説明会
・日時 令和7年6月10日(火) 13時30分～
・会場 江南市民文化会館
- 令和7年度建災防江南分会通常総会及び安全週間説明会
・日時 令和7年6月12日(木) 13時～ 通常総会 14時～ 安全週間説明会
・会場 犬山市民交流センター(フロイデ)

令和6年 愛知県の全産業死亡災害一覧

愛知労働局 労働基準部 安全課

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R6.2.16. 2024 14:00	その他 起因物なし	道路上から飛び降り死亡したもの。
事業場規模 9名以下 業種 その他の建設業 60代 その他 経歴 29年		
R6.9.13. 2024 16:10	はさまれ・巻き込まれ 基礎工事用機械	橋梁基礎工事現場において、杭打機(クラッシュパイラー)により鋼矢板を圧入作業中、鋼矢板と杭打機を仮止めするために溶接した箇所について、次の鋼矢板を建て込む前の清掃を行うため、杭打機に近づいた被災者が、杭打機の可動部に頭部を挟まれたもの。
事業場規模 9名以下 業種 土木工事業 40代 土工 経歴 4年		

令和7年 愛知県の全産業死亡災害一覧

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R7.1.20. 2025 14:30	その他の転倒ローダー	資材置き場で、ショベルローダーのバケットに改良土を積み込んだ後、後退し、トラックに積み込むため前進しようとしたところ、ショベルローダーが前輪を中心に前に倒れ、被災者は運転席(高さ約2m)から転落した。
事業場規模 9名以下 業種 土木工事業 60代 その他の運転手 経歴 30年		

愛知労働局管内死亡災害発生状況
(令和7年3月5日現在)

※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和7年速報値	令和6年同期	令和6年(速報値)
製造業		0(0)	1(0)	6(1)
食品製造業		0(0)	0(0)	0(0)
化学工業		0(0)	0(0)	0(0)
鉄鋼・非鉄金属		0(0)	0(0)	0(0)
金属製品		0(0)	0(0)	1(0)
一般電気・輸送用		0(0)	0(0)	2(1)
その他		0(0)	1(0)	3(0)
建設業		1(0)	0(0)	9(2)
土木工事業		1(0)	0(0)	1(0)
建築工事業		0(0)	0(0)	4(1)
その他		0(0)	0(0)	4(1)
陸上貨物運送事業		0(0)	0(0)	3(1)
商業		0(0)	2(2)	8(6)
卸売業		0(0)	0(0)	1(0)
小売業		0(0)	1(1)	6(5)
その他		0(0)	1(1)	1(1)
清掃・と畜業		0(0)	1(0)	2(0)
上記以外の事業		1(0)	0(0)	3(1)
合計		2(0)	4(2)	31(11)

令和6年・7年 労働災害発生状況

江南労働基準監督署

	業 種	令和7年 2月末現在		令和6年 (未確定)		業 種	令和7年 2月末現在		令和6年 (未確定)	
		死亡	休業	死亡	休業		死亡	休業	死亡	休業
製	食料品製造業	0	3	0	20	建 設 業	0	2	0	22
	織 維 工 業	0	0	0	2	運輸交通業	0	3	1	53
	木材・木製品 製 造 業	0	0	0	0	陸上貨物取扱業	0	1	0	18
	パルプ・紙・ 印刷・製本業	0	0	0	3	商 業	0	6	0	36
	化学工業	0	2	0	7	金融・広告業	0	1	0	8
造	窯業・土石 製品製造業	0	0	0	4	保健・衛生業	0	3	0	63
	鉄鋼業・非鉄 金属製造業	0	0	0	1	接客娯楽業	0	1	0	17
	金属製品製造業	0	1	0	11	清掃・と畜業	0	0	0	11
業	一般機 械 器具製造業	0	1	0	8	その他の事業	0	0	0	15
	電 気 機 械 器具製造業	0	0	0	3	合 計	0	24	1	319
	輸送用機 械 器具製造業	0	0	0	10	注 ●休業4日以上の労働災害を集計(労働者死傷病報告による)。 ●「木材・木製品製造業」は、木製家具・装備品製造業を含む。 ●「金属製品製造業」は、金属製家具・装備品製造業を含む。				
	その他の製造業	0	0	0	7					
	小 計	0	7	0	76					

江南労働基準協会講習会・研修会予定表(4月～8月)

最新の情報は江南協会HPで

	講習	4月	5月	6月	7月	8月	江南・一宮会場受講料(税込み) 名古屋会場はHPをご覧ください。
特別教育	アーク溶接特別教育 日本軽金属名古屋工場(蒲沢)						会 員18,700円 非会員20,900円
	自由研削といし取換え等特別教育		20(名古屋)		8(一宮)		会 員 9,350円 非会員11,550円
	低圧電気業務特別教育(実技7Hコース)			18.19(江南)			会 員20,350円 非会員22,550円
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		13(江南)	17(一宮)			会 員 9,350円 非会員11,550円
	粉じん作業特別教育 (希望者にはマスクフィットテストを実施)		21(江南)		30(名古屋)		会 員 6,600円 非会員 8,800円
法令・通達に 基づく安全衛生 教育・研修	雇入れ時等安全衛生教育	8(一宮)					会 員 7,480円 非会員 9,680円
	安全管理者選任時研修	21.22(一宮)				20.21(江南)	会 員17,050円 非会員19,250円
	新任職長・安全衛生責任者教育	17.18(江南)				4.5(江南)	(職長) 会 員13,200円 非会員15,400円 (安責者併合) 会 員15,950円 非会員18,150円
	フォークリフト運転従事者に対する安全衛生教育		21(江南)				会 員 7,700円 非会員 9,900円
	化学物質管理者講習会		15(江南)				会 員 9,900円 非会員16,500円
	保護具着用管理責任者講習	24(江南)			4(江南)		会 員12,100円 非会員16,501円
	有機溶剤業務従事者に対する安全衛生教育					6(江南)	会 員 6,600円 非会員 8,800円
その他の教育 ・訓練・研修 ・勉強会	危険予知訓練(KYT) 4Hコース		20(江南)	20(江南)			会 員 5,500円 非会員 7,700円
	衛生管理者免許試験準備講習(2日講習)				15.16(一宮)		会 員13,200円 非会員15,400円
クレーン関係	クレーン・玉掛(特例)併合講習 (実施機関:住友建機教育所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		13.14.15.18 (江南)		8.9.10.13 (江南)		会 員38,000円 非会員39,100円
	玉掛技能講習(特例) (実施機関:住友建機教育所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		14.15.18 (江南)		9.10.13 (江南)		26,000円
	クレーン特別教育 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		13.14.18 (江南)		8.9.13 (江南)		会 員14,300円 非会員15,400円
	床上操作式クレーン技能講習 (実施機関:住友建機教育所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)			19.20.22 (江南)		28.29.31 (江南)	37,000円
呼吸用保護具 フィットテスト	溶接ヒュームの健康障害防止のための防じんマスクに係る定量的 フィットテスト	随時(申込みがあれば実施します)					会員限定、HPをご覧ください。 使い捨ての場合は2,200円/人～
無料講習	全国安全週間説明会			10			無料
	全国労働衛生週間説明会						無料

太字は新規講習 案内・申込書(愛知労働基準協会主催講習は除く)は当協会ホームページからダウンロードしてください。

() は会場:(江南)はHome & nicoホール(江南市民文化会館) (犬山)は犬山市民交流センター(フロイデ)又は犬山市南部公民館 (一宮)は一宮地場産業ファッションデザインセンター

(注) 日程は、会場、講師等の都合により中止又変更する場合があります。

(注) 受講料は、テキスト代等諸般の事情により変更する場合があります。

名北・名西労働基準協会講習会・研修会予定表(4月～6月) 詳しくは各協会HPをご覧ください。
江南協会の講習日程等が合わない場合には、名北、名西協会の講習をご利用ください。

	講習名	4月	5月	6月	名北受講料(税込)	名西受講料(税込)
特別教育	アーク溶接特別教育(学科のみ実技なし)				会 員 15,000円 非会員 21,000円	
	自由研削といし取換え等特別教育		20(名北)		会 員 10,000円 非会員 13,330円	
	低圧電気業務特別教育(学科のみ実技なし)		22(名北)	9(名西)	会 員 8,580円 非会員 13,330円	会 員 10,000円 非会員 10,560円
	高圧・特別高圧電気業務特別教育(学科のみ実技なし)				会 員 15,000円 非会員 21,000円	
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育			23(名西)		会 員 9,570円 非会員 11,550円
	初じん作業特別教育				会 員 7,500円 非会員 9,990円	
	融欠危険作業特別教育				会 員 5,500円 非会員 7,700円	
法令、通達に 基づく安全 衛生教育・研修	安全管理者選任時研修		15.16(名北) 26.27(名西)		会 員 19,000円 非会員 24,570円	会 員 17,600円 非会員 19,800円
	安全衛生推進者養成講習			5.6(名北) 26.27(名西)	15550円	15,550円
	衛生推進者養成講習		9(名西) 29(名北)		10000円	
	新任職長教育	16.17(名北)	14.15(名西)	19.20(名北)	会 員 15,550円 非会員 21,110円	
	新任職長・安全衛生責任者教育	22.23(名北)	14.15(名西)		会 員 16,650円 非会員 22,220円	会 員 16,170円 非会員 19,149円
	フォークリフト運転従事者に対する安全衛生教育				会 員 10,000円 非会員 13,300円	
	化学物質管理者講習会		30(名西)		会 員 15,400円 非会員 18,700円	会 員 15,000円 非会員 17,000円
	保護具着用管理責任者講習	21(名西)	13(名北)		会 員 16,500円 非会員 19,800円	
その他の教育 ・訓練・研修 ・勉強会	KYリーダー養成講習				会 員 10,000円 非会員 13,300円	
	衛生管理者受験対策講座(2.5日講習)		8.8.23 (名北)		(1種) 会 員 22,200円 非会員 31,090円	
	衛生管理者受験対策講座(2日講習)					(1種) 会 員 18,150円 非会員 21,560円
	熱中症予防管理者研修		21(名北)		会 員 6,000円 非会員 7,000円	

申込みは直接各協会にお申込みください。

名北協会の講習会場は名北協会(名古屋市北区清水1-13-1)、名西協会は、豊和工業厚生会館(清須市須ヶ口)又はウインクあいち(名古屋市中村区名駅4)です。

江南一宮地区の講習日程が合わない場合には、名北、名西協会の講習をご利用ください。

令和7年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表(当協会も主催機関です)

種別	講習会名	QRコード	4月	5月	6月	会費(単位:円)		会 場
						会 員	非会員	
総労働 講座令	1. 労働実務基礎講習(半日)		9	8	10	無 料		名北労働基準協会 他
	2. 労働実務総合研修(1日)		15		18	10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座(4日間)				11 25	全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会
	4. 建設業雇用管理者研修(1日)					無 料		名北労働基準協会 他
セ ミ ナ ー 問 題	1. 労働問題総合対策セミナー					無 料		
	2. 2024年問題対応セミナー			14	16	無 料		名北労働基準協会
安 全 衛 生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育					7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. 振動工具取扱作業安全衛生教育					7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	3. 騒音障害防止対策の管理者に対する労働衛生教育					8,690	11,990	あいち産業科学 技術総合センター
	4. ダイオキシソ類特別教育					7,330	9,160	名古屋市工業研究所
社 員 教 育	1. 管理能力向上研修	 1～3			23	6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルス管理者研修					6,000	7,000	名北労働基準協会
	3. 人事考課者研修			19		6,000	7,000	名北労働基準協会
	4. ハラスメント防止研修			27	24	6,000	7,000	名北労働基準協会
	5. ハラスメント相談担当者研修					6,000	7,000	名北労働基準協会
	6. アンガーマネジメント研修			28		6,000	7,000	名北労働基準協会
	7. アサーティブ研修					6,000	7,000	名北労働基準協会

・江南労働基準監督署管内の事業所の申込手続きは江南労働基準協会が行います。

給食のいずみ★いずみのお弁当



おいしさと安心をお届け。
いろいろなシーンでさまざまな「食」を創っています。



本社／愛知県丹羽郡大口町下小口三丁目123番地

TEL(0587)95-7181(代)

<https://izumi-lunch.co.jp>



◆愛知北営業所 (0587)95-6123

愛知県HACCP導入認定施設 第1-4号

◆岐阜関営業所 (0575)22-6300

《企業フードサービス》社員レストラン・弁当給食
《ウェルフェアフード 福祉施設給食及び食堂運営・サービス》在宅高齢者配食
《学生フードサービス》学生食堂・幼稚園給食
《ケータリングサービス》出張パーティー・仕出し料理



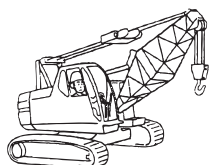
安全を基本に、プロへの道をひらく

免許講習

- クレーン運転士(5T以上)
- 移動式クレーン運転士(5T以上)

特別教育等

- フルハーネス
- 研削といし(グラインダー)
- アーク溶接
- クレーン(5T未満)
- 酸素欠乏症等
- 巻上げ(ウインチ)
- 安全管理者選任時研修
- ローラー
- 高所作業車
- 小型車両系
- 低圧電気
- 粉じん



技能講習

- 玉掛け
- フォークリフト
- 小型移動式クレーン
- 不整地運搬車
- ガス溶接
- 床上操作式クレーン
- 解体用機械
- 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)
- 高所作業車

国道23号 豊明インターより国道1号線を岡崎方面へ3.5km右側です

愛知労働局長登録教習機関 住友建機販売

住友建機教習所 愛知教習センター

〒448-0002 愛知県刈谷市一里山町深田1-1

TEL 0566-35-1311 FAX 0566-35-1300

<http://nagoya.sumitomokenki.co.jp>

ネット予約はこちらから → すみともけんき 愛知 検索

21世紀をすこやかに 職場の健康管理をサポートいたします

健康診断

人間ドック

保健指導

精密検査

内科

事業所様(健保組合)指定項目など柔軟に対応させていただきます。
ご予約・お問い合わせなど、お気軽にお電話いただければ幸いです。



☎ 0120-582-751

名古屋駅より徒歩約5分。名古屋駅地下街からアクセス可能です。



一般
財団法人

全日本労働福祉協会 東海診療所

〒450-0333 名古屋市中村区名駅南1-24-20 名古屋三井ビルディング新館3階 TEL 052-582-0751

